SAICM の概要

1. 概要

第1回国際化学物質管理会議(ICCM、2006年2月4~6日、ドバイで開催)で採択された「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」(Strategic Approach to International Chemicals Management, SAICM)。

SAICM は、2020 年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすることを目標とし、科学的なリスク評価に基づくリスク削減、予防的アプローチ、有害化学物質に関する情報の収集と提供、各国における化学物質管理体制の整備、途上国に対する技術協力の推進などを進めることを定めたもの。

2. SAICM 策定に至る経緯

SAICM 策定に至る経緯は以下のとおり。

- 2002 年 2 月、UNEP 管理理事会において、SAICM の必要性について決議。
- 2002年9月、ヨハネスブルグサミット(WSSD)で定められた実施計画において、 2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響の最小 化を目指し、SAICMを2005年末までに取りまとめることとされた。
- **2003** 年 **11** 月、第 1 回 **SAICM** 準備会合がバンコクにて開催され、**SAICM** の大まかな構成と今後の作業の進め方について了承
- 2004 年 10 月、第 2 回 SAICM 準備会合がナイロビにて開催され、SAICM 最終 文書の構成・章立て、盛り込むべき事項、今後の作業の進め方などについて議 論
- 2005 年 3~5 月に地域会合(アジア太平洋地域は 4 月 4~7 日、バンコクで開催)が開催され、政府及び関係者の意見交換
- 2005 年 9 月、第 3 回 SAICM 準備会合がウィーンにて開催され、おおよその案 文を作成
- 2006 年 2 月、国際化学物質管理会議(ICCM)がドバイで開催され、SAICM を採択。

3. SAICM の概要

SAICM は、「国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言」、「包括的方針戦略」と、 これらに関するガイダンス文書「世界行動計画」の三つの文書よりなる。文書の仮訳 (環境省作成)は、環境省ホームページ (http://www.env.go.jp/chemi/saicm/index.html) に掲載。

(1) 国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言 以下の事項を含む 30 項目からなる宣言。

- ・ 地球規模の化学物質の生産・使用、特に途上国における化学物質管理の負荷 の増大により、社会の化学物質管理の方法に根本的な改革が必要
- ・ ヨハネスブルグ実施計画の 2020 年目標を確認
- 子供、胎児、脆弱な集団を保護
- ・ 化学物質のライフサイクル全般にわたる情報及び知識を、公衆に利用可能と する
- ・ 国の政策、計画、国連機関の作業プログラムの中に、SAICM を統合
- ・ 化学物質及び有害廃棄物の適正管理を達成するため、すべての関係者の対応 能力を強化
- ・ ボランタリーベースで、公的及び民間の財源から、国家的又は国際的な資金 を活用、南北格差の是正のため技術支援、財政支援を実施

(2)包括的方針戦略

SAICM の対象範囲、必要性、目的、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進 捗の評価について定めた文書。

① 対象範囲

- 農業用化学物質と工業用化学物質の、化学物質安全の環境、経済、社会、 健康及び労働面を含む。
- ・ 化学物質又は製品の安全性の健康・環境に関する側面が国内の食品又は薬剤の当局又は取決めによって規制されている範囲では、その化学物質・製品に適用されない。

② 目的

- ・ リスク削減:2020 年までに、不当な又は制御不可能なリスクをもたらす物質の製造・使用を中止、排出を最小化。その際に優先的に検討されうる物質群は、残留性蓄積性有害物質(PBT)、発がん性・変異原性物質、生殖・内分泌・免疫・神経系に悪影響を及ぼす物質等。また、化学物質が人の健康と環境に及ぼす有意な悪影響を最小化する方法で生産・使用されることを目指しつつ、環境と開発に関するリオ宣言の第15原則に記されている予防的取組方法(precautionary approach)を適切に適用
- ・ 知識と情報:化学物質のライフサイクルを通じた管理を可能とする知識と 情報が、すべての利害関係者たちにとって入手可能となること
- ・ ガバナンス: 化学物質管理のための包括的、効果的、透明な適切な国際的・ 国内的なメカニズムの確立

- ・ 能力向上及び技術協力:先進国・途上国間の広がりつつある格差の是正
- ・ 不法な国際移動の防止
- ③ 財政的考慮
 - ・ 先進国の任意拠出による「SAICM クィックスタートプログラム」を開始。
 - ・ 既存の二国間・多国間の開発援助プログラムを活用。
 - ・ 経済的手法、外部コストの内部化について検討
- ④ 原則とアプローチ
 - ・ リオ宣言等に記された原則とアプローチを再確認
- ⑤ 実施と進捗の評価
 - ・ 2020 年までに国際化学物質管理会議を4回開催
 - ・ SAICM 事務局を UNEP に設立 (WHO 等も協力)
 - ・ 必要に応じ、地域会合を開催

(3) 世界行動計画

SAICM の目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、**273** の行動項目をリストアップ。実施主体、スケジュールなどが示唆されている。

4. SAICM の実施

(1) SAICM 事務局の設立及びフォーカルポイントの指定

包括的方針戦略に沿って、UNEPに SAICM 事務局が設立され、SAICM 実施に関する活動の調整を行うほか、一般向けのニュースレターを発行している。

各国からナショナルフォーカルポイントが指名されるとともに、ICCM に参加 した非政府機関もフォーカルポイントを指名している。

国連5地域の地域フォーカルポイントは、以下のとおりとなっている。

アジア太平洋地域:日本

アフリカ地域:ナイジェリア

ラテンアメリカカリブ海地域:アルゼンチン

中東欧:ルーマニア 西欧その他:英国

(2) 関係国際機関における SAICM の扱い

SAICM は、関係国際機関の会合に提出され、各国際機関における SAICM の扱いについて議論されてきている。これまでの議論の状況は以下のとおり。

2006年2月 国連環境計画 (UNEP) 特別管理理事会で SAICM を承認 2006年4月 国連訓練調査研究所 (UNITAR) 理事会で SAICM を承認

2006 年 5 月 世界保健会議 (WHO の意思決定会合) で、SAICM に留意し、加盟国に対しその実施を呼びかけ

2006 年 11 月 世界労働機関 (ILO) 総会で SAICM を承認

2006 年 11 月 経済協力開発機構(OECD) 化学品合同会合で支持

(3) 地域会合等の開催

SAICM の実施のため、2020 年までに ICCM を 4 回開催するとともに、第 2 回 ICCM までの間は、地域会合でフォローアップを行うこととされている。

これまでの会合開催経緯及び今後の予定は以下のとおり。

2006年9月 アフリカ地域会合 (カイロ)

2006 年 **11** 月 先進国グループ (EU-JUSSCANNZ) 会合 (バルセロナ)

2006年12月 中東欧地域会合(リガ)

2007年4月 アラブ地域会合 (カイロ)

2007年5月 アジア太平洋地域会合 (バンコク)

2007年6月 先進国グループ非公式会合(パリ)

2008年2月 先進国グループ非公式会合(パリ)

ラテンアメリカカリブ海地域会合 (パナマ)

2008年10月 法的・技術的事項作業グループ会合(ローマ)

2009年**5**月 第2回 ICCM (ジュネーブ)

2012年 第3回 ICCM

2015年 第4回 ICCM

2020年 第5回 ICCM